

天栄中だより

鈴鹿市立天栄中学校

510-0258 鈴鹿市秋永町 1839

Tel 059-386-0444 Fax 059-386-0445

校長 山中 喜宏

今年も、9月下旬から、合唱コンクールに向けた取組が始まっています。

毎年、この時期になると、帰りの学活後に各クラスの美しい合唱のハーモニーが聞こえてきます。

取組の様子を見ていると、パート練習をしたり、(合唱での)表現の仕方や練習方法について話し合ったりするなど、各クラス取り組み方は様々ですが、みんながこころを一つにして、作品を創り上げ、みんなの前で最高のパフォーマンスができるよう、前向きに取り組んでいる姿にとっても感心させられます。

文化祭の本番までは、まだまだ時間があります。本番までの1日1日の練習過程を大切に、クラスのなかまとの「つながり」を感じながら練習に励んでほしいと思います。当日がとても楽しみです。



自転車の乗り方、意識して安全運転を

先日、南部交番連絡協議会に参加し、天栄中学生の自転車の乗り方について話題が出ました。

話は、「自転車は左側通行であるが、歩道を通ってもいいのでは？」という内容でした。

分かりづらいところもあるかと思うので、三重県警察本部交通企画課様から提供のありました資料をもとに紹介します。各自確認して、安全運転に努めましょう。

<出典>『自転車の通行ルール 自転車の安全利用について』 三重県警察本部交通企画課

自転車はどこを通行したらいいの？



上図にあるように「自転車はどこを通行したらいいの？」の問いに対して、自転車は、「軽車両」で車両のなかまのため、車道通行が原則で、道路の左側端によって通行します。

右側通行は、逆走となり、(自動車等との)正面衝突のおそれがある危険な違反となります。

歩道を通行できるときはどんなとき？



普通自転車が歩道を通行できるのは
次の **3 つのいずれかの場合** です

**① 普通自転車
歩道通行可の
標識・表示がある場合**



②
○ 13 歳未満の子ども
○ 70 歳以上の高齢者
○ 一定の身体障がいをもつ方が運転する場合



③
・ 道路工事
・ 連続した駐車車両等
で **車道の左側を通行することが難しい**
ときや、
・ 著しく自動車の交通量が多い
・ 車道の幅が狭い
などで **車道を通行すると事故の危険が
ある**とき



しかしながら、上図のように「普通自転車歩道通行可」の標識・表示がある場合など、自転車が歩道を通行できる場合があります。

歩道を通行できるときはどんなとき？



普通自転車歩道通行可の標識等がないときでも
**車道の左側通行が難しいときや
車道を通行すると事故の危険があるときは、
13 歳以上の中学生、高校生のみなさんでも
歩道を通行することができます。**



ただし、歩道を通行する場合は
次のルールを守りましょう！



さらに、上図のように標識がなくても、「車道の左側通行が難しいとき」「車道を通行すると事故の危険があるとき」は、歩道を通行することができます。

歩道を通行する場合のルール



歩道を自転車で通行する場合は、上図のように、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行してください。なお、徐行とは、すぐに停止できるスピードで走行することです。また、歩行者の通行を妨げることとなる場合は、その場で一時停止してください。

歩道では、歩行者が優先になります。

下の図は、まとめになります。自転車に乗るときには、ヘルメットをかぶり、しっかり顎ひもを締め、左側を通行し、並列せずに走行しましょう。

自転車の通行ルールまとめ

車道が原則 左側を通行

歩道又は路側帯と車道の区別のある道路では、**車道通行が原則で、道路の左側端に寄って通行します。**

歩道は例外 歩行者を優先

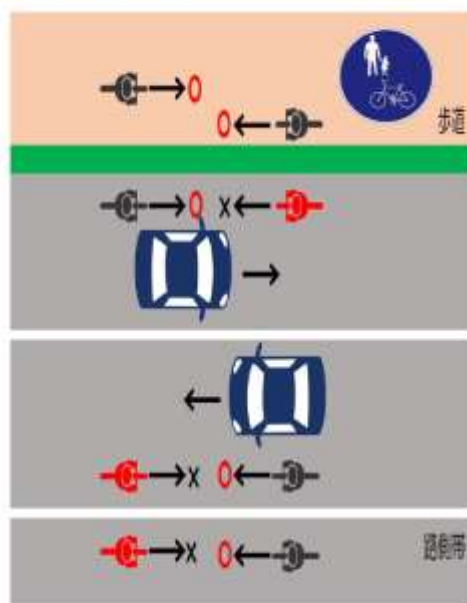
普通自転車は、

- ・「普通自転車歩道通行可」の標識等がある場合
- ・子ども（13歳未満）や高齢者（70歳以上）、一定の身体障がいをもつ方が運転する場合
- ・道路状況等により車道の左側通行が難しいときや車道を通行すると事故の危険があるときに歩道を通行することができます。

ただし、あくまでも**歩道は歩行者優先**です。

歩道を通行する場合のルール

- ・歩道の中央から車道寄りの部分を徐行
- ・歩行者の通行を妨げることとなる場合は一時停止



自転車も車両の仲間です 交通ルールを守りましょう！

